

◆ 中間・完了検査手数料 (AKC会員)

(1) 基本手数料

(非課税) 単位：円

検査対象床面積	中間検査		完了検査	
	法第7条の5による検査の特例有りの建築物	左記以外の建築物	法第7条の5による検査の特例有りの建築物	左記以外の建築物
100㎡以下	22,000	27,000	22,000	27,000
100㎡を超え200㎡以下	25,000	30,000	25,000	30,000
200㎡を超え500㎡以下	39,000	44,000	39,000	44,000
500㎡を超え 1,000㎡以下	----	65,000	----	65,000
1,000㎡を超え 2,000㎡以下	----	75,000	----	78,000
2,000㎡を超え 3,000㎡以下	----	190,000	----	200,000
3,000㎡を超え 4,000㎡以下	----	210,000	----	230,000
4,000㎡を超え 5,000㎡以下	----	240,000	----	290,000
5,000㎡を超え 10,000㎡以下	----	320,000	----	330,000

		完了検査	
建築設備 及び工作物	昇降機	他の確認検査申請と同時検査の場合	16,000/基
	その他建築設備	単独の場合	20,000/基
	工作物	他の確認検査申請と同時検査の場合	16,000/基
		単独の場合	20,000/基

※1 AKC会員はどなたでもご加入可能です。詳細はお問い合わせください。

- ◆ 同一敷地内に2棟以上の建築物を申請する場合の中間・完了検査申請手数料は、それぞれの建築物の検査対象床面積に係る中間・完了検査申請手数料の合計となります。ただし、30㎡以下の付属建築物については、主たる建築物にその検査対象床面積を加えた面積で手数料を算定します。
- ◆ 当社で仮使用認定を受けた建築物の完了検査手数料は、仮使用認定部分の床面積の80%を検査対象床面積から減じた面積に係る完了検査申請手数料となります。
- ◆ 当社で仮使用認定を受けた工作物、昇降機の完了検査手数料は、10,000円とします。

(2) 加算手数料・減算手数料

以下に該当する場合は、それぞれに定める額又は割合を乗じた額を(1)の基本手数料に加算又は減算します(加減算額の千円未満は切り捨てとします。)

- ① 法第7条の5による検査の特例有りの建築物以外の建築物で、住宅瑕疵担保責任保険の検査を同時に実施する場合の中間検査手数料は、当該建築物の検査対象床面積の合計に係る申請手数料から4,000円を減額します。ただし、検査対象床面積が500㎡以下の建築物に限ります。
- ② 田原市・新城市・離島・都市計画区域外は20,000円を加算します。
- ③ 同一検査に対して再検査が必要となる場合は、(1)の検査手数料の1/2の手数料が追加となります。
なお、田原市・新城市・離島・都市計画区域外は20,000円を加算します。
- ④ 省エネ適合性判定対象建築物の場合は、(1)の各区分の完了検査手数料にそれぞれの面積区分に応じて下記の手数料を加算します。なお、省エネ適合性判定を必要とする増改築において既存部分のBEI値にデフォルト値を使用する場合は、既存部分の床面積を除いた床面積の申請区分とします。ただし、デフォルト値を使用しない場合は、既存部分を含めた建築物全体の床面積の申請区分とします。

申請床面積	加算する手数料
300㎡以上 500㎡以下	7,000
500㎡を超え 1,000㎡以下	11,000
1,000㎡を超え 2,000㎡以下	15,000
2,000㎡を超え 3,000㎡以下	38,000
3,000㎡を超え 4,000㎡以下	47,000
4,000㎡を超え 5,000㎡以下	57,000
5,000㎡を超え 10,000㎡以下	66,000

- ⑤ 他機関で建築確認を受けた場合の中間・完了検査手数料は、当該建築確認における申請床面積に係る確認申請手数料の80%を加算します。ただし、中間検査において加算をした場合は完了検査時に加算はしません。
- ⑥ 一体増築の場合は別途見積もりとします。
- ⑦ 年間50件以上の申請件数(確認申請)が見込まれるお客様は申請件数に応じた手数料の割引がありますので別途お問合せください。

◆ 中間・完了検査手数料（一般）

(1) 基本手数料

(非課税) 単位：円

検査対象床面積	中間検査		完了検査	
	法第7条の5による検査の特例有りの建築物	左記以外の建築物	法第7条の5による検査の特例有りの建築物	左記以外の建築物
100㎡以下	25,000	30,000	25,000	30,000
100㎡を超え200㎡以下	28,000	33,000	28,000	33,000
200㎡を超え500㎡以下	43,000	49,000	43,000	49,000
500㎡を超え 1,000㎡以下	----	72,000	----	72,000
1,000㎡を超え 2,000㎡以下	----	83,000	----	86,000
2,000㎡を超え 3,000㎡以下	----	209,000	----	220,000
3,000㎡を超え 4,000㎡以下	----	231,000	----	253,000
4,000㎡を超え 5,000㎡以下	----	264,000	----	319,000
5,000㎡を超え 10,000㎡以下	----	352,000	----	363,000

		完了検査	
		他の確認検査申請と同時検査の場合	単独の場合
建築設備 及び工作物	昇降機	他の確認検査申請と同時検査の場合	18,000/基
	その他建築設備	単独の場合	22,000/基
		工作物	他の確認検査申請と同時検査の場合
		単独の場合	22,000/基

※1 一般のお客様はポイントカードサービスがご利用可能です。詳細はお問合わせください。

◆ 同一敷地内に2棟以上の建築物を申請する場合の中間・完了検査申請手数料は、それぞれの建築物の検査対象床面積に係る中間・完了検査申請手数料の合計となります。ただし、30㎡以下の付属建築物については、主たる建築物にその検査対象床面積を加えた面積で手数料を算定します。

◆ 当社で仮使用認定を受けた建築物の完了検査手数料は、仮使用認定部分の床面積の80%を検査対象床面積から減じた面積に係る完了検査申請手数料となります。

◆ 当社で仮使用認定を受けた工作物、昇降機の完了検査手数料は、10,000円とします。

(2) 加算手数料・減算手数料

以下に該当する場合は、それぞれに定める額又は割合を乗じた額を（1）の基本手数料に加算又は減算します（加減算額の千円未満は切り捨てとします。）

- 法第7条の5による検査の特例有りの建築物以外の建築物で、住宅瑕疵担保責任保険の検査を同時に実施する場合の中間検査手数料は、当該建築物の検査対象床面積の合計に係る申請手数料から4,000円を減額します。ただし、検査対象床面積が500㎡以下の建築物に限ります。
- 田原市・新城市・離島・都市計画区域外は20,000円を加算します。
- 同一検査に対して再検査が必要となる場合は、（1）の検査手数料の1/2の手数料が追加となります。
なお、田原市・新城市・離島・都市計画区域外は20,000円を加算します。
- 省エネ適合性判定対象建築物の場合は、（1）の各区分の完了検査手数料にそれぞれの面積区分に応じて下記の手数料を加算します。なお、省エネ適合性判定を必要とする増改築において既存部分のBEI値にデフォルト値を使用する場合は、既存部分の床面積を除いた床面積の申請区分とします。ただし、デフォルト値を使用しない場合は、既存部分を含めた建築物全体の床面積の申請区分とします。

申請床面積	加算する手数料
300㎡以上 500㎡以下	8,000
500㎡を超え 1,000㎡以下	13,000
1,000㎡を超え 2,000㎡以下	17,000
2,000㎡を超え 3,000㎡以下	42,000
3,000㎡を超え 4,000㎡以下	52,000
4,000㎡を超え 5,000㎡以下	63,000
5,000㎡を超え 10,000㎡以下	73,000

⑤ 他機関で建築確認を受けた場合の中間・完了検査手数料は、当該建築確認における申請床面積に係る確認申請手数料の80%を加算します。ただし、中間検査において加算をした場合は完了検査時に加算はしません。

⑥ 一体増築の場合は別途見積もりとします。